

ニカラグア危険情報【一部地域の危険レベル引き下げ】

- 全土（首都マナグア市を除く）
レベル1：十分注意してください。（引き下げ）
- 首都マナグア市
レベル1：十分注意してください。（継続）

【ポイント】

- 反政府市民団体と政府系グループによる対立は話し合いで解決する方向に進んでおり、その結果、大規模なデモは発生しなくなり、一般治安も改善が認められることから、全土（首都マナグア市を除く）について、危険レベルをレベル1に引き下げます。
- 一部の反政府市民団体による小規模なデモが突発的に発生し、これを警察が鎮圧することなどがありますので、渡航・滞在においては十分注意してください。

1. 概況

（1）2018年4月18日の社会保障改革を契機に、反対派の企業団体、農民団体、学生等によるデモ行進、大学立てこもり、主要幹線道路封鎖などの抗議活動が全国各地で行われました。これを警察及びパラミリタリーと呼ばれる民兵組織が抑圧的な方法により鎮圧したため、双方の間で激しい衝突が発生し、同年9月までに300名以上の死者、2,000名以上の負傷者が発生しています。また、デモの鎮圧に警察力を集中したために、一般犯罪の取締りが弱まり、殺人、強盗等の犯罪が頻発するなど国内の治安が一時的に悪化しました。

（2）2018年7月16日、対テロ法が国会で可決、施行されたことに伴い、国内の道路封鎖及び大学立てこもりは強制的に解除され、これ以降、反政府側の抗議活動は急激に縮小しました。また、国家警察は、抗議活動に参加した反政府市民団体のリーダーや学生等300名を超える市民を、今次暴動を引き起こし多数の死傷者を発生させた「テロリスト」として逮捕し、その多くが起訴されないまま拘留されている状態が続きました。反政府市民団体は、これらを不当逮捕と非難し、逮捕された市民の釈放を求め、全国主要都市で規模を縮小しつつもデモ活動を繰り返し、政府系グループもこれに対抗してデモ行進を行うようになりました。同年10月に、国家警察が公共の場における許可のない抗議活動を禁止したことにより、11月以降、反政府市民団体及び政府系グループによる示威的な抗議活動はほとんど行われなくなりました。その結果、騒

乱時と比較して一般治安は改善したと認められますが、一部の反政府市民団体による小規模なデモが突発的に発生し、これを警察が鎮圧するなどの事案が発生することがあります。なお、2019年に入って6月に恩赦法が可決され、それに基づき拘留されていたほとんどの学生・市民・マスコミ関係者がその恩赦法に基づき釈放されました。（注：一部まだ拘留中）

（3）これまでに、ニカラグアにおいてテロによる日本人の被害は確認されていませんが、近年、シリア、チュニジア、バングラデシュ、スリランカにおいて日本人が殺害されるテロ事件が発生しています。テロは、近年、単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関等（ソフトターゲット）を標的としたテロが世界中で頻発しており、予測や未然に防ぐことが益々困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること及び日本人が標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう、海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

2. 地域別情勢

（1）全土（首都マナグア市を除く）

レベル1：十分注意してください。（引き下げ）

2018年4月18日に始まった社会保障改革に端を発した騒乱は、政府側の鎮圧により沈静化し、話し合いで解決する方向に進んでおり、その結果、一般治安も安定しています。騒乱の要因となった政治的対立は完全には解決していませんが、政府側代表者及び反政府側代表者との交渉が断続的に行われており、これまでの緊張状態は緩和したと認められるため、全土（首都マナグア市を除く）について、危険レベルを「レベル1：十分注意してください。」に引き下げます。

従来より、北東部の金鉱山付近（北アトランティコ自治地域）では、麻薬関連の犯罪が報じられています。治安当局は米国とも協力しながら取締りを強化しており、一定の治安が確保されていますが、突発的に犯罪に巻き込まれる恐れもありますので十分に注意してください。

（2）首都マナグア市

レベル1：十分注意してください。（継続）

ア マナグア市では、銃器や刃物を使用した路上強盗、流しの乗合タクシー内で運転手と乗客が組んだタクシー内強盗や歩行者を対象としたバイク二人乗りによる路上強盗も発生しており、日本人も被害に遭っています。

貧困地区では、パンディージャスと呼ばれる少年グループによる強盗、ひったくり等の犯罪が頻発しています。特にマナグア湖畔の旧市街地区、国際バスターミナルのあるマルタ・ケサダ地区、ショッピングセンターのメトロセントロ直近のホルヘ・ディミトロフ地区、オリエンタル市場及びその周辺地区で、犯罪の発生が集中していますので、これらの地域に立ち入る際には特別な注意が必要です。

イ 2018年4月18日から始まった抗議活動は一旦は沈静化しましたが、未だに小規模なデモは発生しており、これらデモに対する雑踏警備のため、警察によるパトロールが行き届かないケースも見られます。特に夜間では、バイクの二人乗りによる路上強盗、帰宅時を狙った押し込み強盗などの事件が頻発しているため、マナグア市における滞在に際しては十分な注意が必要です。

3. 滞在中の注意

滞在中は下記事項に十分留意して行動し、危険を避けるようにしてください。また、現地報道、在ニカラグア日本国大使館、現地関係機関のホームページ等より最新の情報を入手するよう努めてください。

(1) デモ・暴動に関する注意事項

許可のないデモは認めないとの警察の警告に反して、一部の反政府市民団体による小規模なデモが行われることがあります。デモの鎮圧にあたっては、ゴム弾、催涙弾、威嚇のための実弾等の武器が使用されることもあります。また、混乱に乗じて、政府系のグループによる反政府側市民、メディア関係者等への暴力事件が発生することもあります。デモの行われている場所には決して近づかず、仮にそのような事態に遭遇した場合には、速やかにその場所から避難してください。

(2) その他の注意事項

ア マナグア市内にあるメルカド・オリエンタル（市場）は、バックパッカー向けの一部の旅行雑誌等にも紹介されており、有名な観光スポットになっています。しかし、同市場は殺人、強盗、傷害、ひったくり、薬物の密売等の事件が、昼夜を問わず発生する非常に危険な場所として知られ、現地の一般市民でも安易に立ち入らない地区ですので、近寄らないようにしてください。

また、比較的安全と言われてきたメルカド・ウエンベス（市場）付近でも、

最近では強盗、ひったくり、車上ねらい等の事件が増加しています。一般市民が利用する市場であっても、日本人が狙われるケースがありますので、十分な注意が必要です。

イ 流しのタクシーは乗合制で、特にマナグア市及びその周辺、観光地等においては、運転手と乗客が共犯者となり、観光客等に言葉巧みに声をかけ、相場より安い料金を提示するなどして乗車させ、銃器・刃物を使用し、殴る蹴るの暴行を加えるなどして所持品を強奪するタクシー内強盗も発生しています。このため、乗り合いタクシーの利用は避け、個人で貸し切ることができる無線タクシーやホテルのタクシーサービスを利用してください。

ウ 宿泊料が安いホテルが集中する国際バスターミナルのあるマナグア市内のマルタ・ケサダ地区においては、日本人を含む外国人旅行者を狙った強盗などの凶悪事件が昼夜を問わず頻発しています。犯人は男2～4人のグループであることが多く、歩行中の旅行者を取り囲み、拳銃、ナイフ等で脅迫し金品を強奪するもので、万一そうした犯罪に遭遇した場合には、抵抗せずに相手の要求に応じ、自らの生命を守ることに専念することが肝要です。国際バスを利用する方以外は、バスターミナル付近に不用意に近寄ることは避けてください。また、バスを利用する方は、スリ等に遭わないように現金、貴重品、パスポート等の携帯に十分注意してください。

エ バックパッカー向けの宿泊料が安いホテルは相部屋の場合が多く、通常貴重品を収納する個人ロッカー等は設置されていません。たとえ設置されていても相部屋の中に設置されているケースが多く、貴重品をロッカーに入れたまま部屋を離れた際に、ロッカーをこじ開けられ、貴重品全てが盗まれるケースも多発しており、利用はお勧め出来ません。また、観光地の安宿は部屋のドア、窓の施錠設備が簡易な場合が多く、強盗等被害の危険性が高くなりますので、利用を避けてください。

オ ニカラグアでの注意事項等の詳細は、外務省海外安全ホームページの「ニカラグア」のページに掲載している「安全の手引き」及び「安全対策基礎データ」をご参照ください。また、同「手引き」は、在ニカラグア日本国大使館のホームページ内「ニカラグア情報」

(<http://www.ni.emb-japan.go.jp/jp/nicaragua/index.html>) からも見ることができます。

カ 海外渡航の際には万が一に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

3か月以上滞在される方は、在ニカラグア日本国大使館が緊急時の連絡先を確認できるよう、必ず「在留届」を提出してください。

3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先の最新の安全情報や、緊急時に在ニカラグア日本国大使館の連絡を受け取ることができるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/index.html>)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省内関係課室連絡先)

○領事局海外邦人安全課 (テロ・誘拐関連を除く) (内線) 2306

○領事局邦人テロ対策室 (テロ・誘拐関連) (内線) 3047

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地大使館連絡先)

○在ニカラグア日本国大使館

住所：Plaza España 1 cuadra abajo y 1 cuadra al lado, Bolonia, Managua, Nicaragua

電話：2266-8668～8671

国外からは (国番号 505) -2266-8668～8671

FAX：2266-8566

国外からは (国番号 505) -2266-8566

ホームページ：http://www.ni.emb-japan.go.jp/index_j.html